

次に、議席4番、倉持功君。

〔4番 倉持 功君登壇〕

○4番（倉持 功君） 皆さん、こんにちは。また、傍聴の皆様方におかれましては、大変ご苦労さまでございます。議席番号4番の倉持功でございます。

議長のお許しを得ましたので、通告に基づき、福島原子力発電所事故後の当町の取り組みについて、放射線量のモニタリングとその結果について、野菜、さし茶等の農作物の被害額及び東電に対する補償請求について、焼却灰や汚泥に含まれる放射線量とその処分について、検査等にかかる費用について、検査機購入後、検査機は一般の町民の方々が使用できるのか、またその費用はかかるのか。2項目めといたしまして、下水道整備について、今後の下水道未整備地域の取り組みについて。3項目め、学校の体育館施設について、バスケットボールの新ルールへの対応についての3項目7点につきまして質問させていただきます。先ほど須藤議員の質問とかぶる部分もありますが、かぶる部分につきましては簡単に結構でございますが、誠意あるご回答をいただけますようお願い申し上げます。

3月11日の東日本大震災とその後の津波における福島第一原発事故後、放射能による目に見えない恐怖をみんなが抱えることになった昨今ではございますが、特に妊婦さんや小さいお子さんを持たれている保護者の方々の不安は大変なことと思われまます。当町におきましても、町政報告にありましたが、再度お聞きいたします。境町における放射線量測定、県の測定結果、また町独自の測定箇所、測定値、測定方法、また町民の皆様方へどのようにお知らせしているかを教えていただければと思ひます。

続きまして、全員協議会等でも中間報告ありましたが、先ほどもありましたが、野菜の被害、また野菜に関してはJAを通して出荷されている生産者の方々、そうでなく直接市場へ出荷されている方々がいらっしゃると思ひます。その対応について、補償について町のほうでもサポートしていただいていると思ひますが、その辺いかがでしょうか。また、地域ブランドでもありますさし茶も基準値を超えたということで出荷停止をし、一番茶だけではなく、二番茶もあきらめなくてはならない苦渋の思いで深く刈り取りをする作業をして、来年以降安心、安全なお茶の生産にかけているとお聞きいたしました。ということは、やはりことしは収入がゼロということになりますので、しっかりとした補償を東電をお願いするしかありません。請求についての支払い等についてお聞かせ願えればと思ひます。

続きまして、本町のごみ処理は、さしま環境事務組合で広域で行っていますが、最終処分場は長井戸にありますし、し尿関係の施設も長井戸にあります。東京都や千葉県、神奈川県等でも焼却灰から放射能が検出され、埋め立てや再利用することができずに一時保管を余儀なくされ、その置き場についても苦慮されているという報道を耳にしますが、当町の焼却灰や汚泥についてはいかがでしょうか、お聞かせください。

続きまして、放射能の検査費用や原発事故から起こった問題に係る費用についてお聞きいたします。坂東市は東電に補償要求をしたということも聞いておりますが、当町では現在までどれくらいかかり、またこれから長く続くとなればいろんな検査がかかるとは思いますけれども、集計をしておく必要はあると思いますけれども、その辺についてお聞かせください。

また、町長の町政報告にもありましたとおり、検査機器を購入し、これから野菜等の検査ができるということですが、その運用についてお聞かせ願えればと思います。

続きまして、2項目めの下水道整備についてお聞きいたします。特に森戸地区の議員にとっては関心が深いところでありますし、何度となく質問もされてきていると思いますが、直近では中村治雄議員さんが平成21年の7月の定例会で質問されました。下水整備にはやはりお金がかかるということが先行してしましますが、本来の目的である水質保全、生活環境の改善等、また地域の公平性等を考えると、未整備地区においてもなるべく早い整備を待ち望むところであると思います。質問があるたびに計画時期が少しずつずれていってしまっているようにも思われますが、現在の状況、今後の進め方について再度お聞かせください。

続きまして、体育館施設について質問をさせていただきます。バスケットボールの国際競技規則が変更になりました。それに伴ってバスケットコート内のラインの引き方が変わることになりました。その体育館のラインの対応につき境町ではどう対応されているか、また整備費用はどれくらいかかるかを教えていただければと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問の1項目めに対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、倉持功議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

福島原子力発電所事故後の当町の取り組みについてのうちの放射線モニタリングとその結果につきましてお答えを申し上げます。町政報告でも申し上げておりますので、重複するところもございしますが、ご理解のほどお願いを申し上げます。

放射線量率の測定につきましては、茨城県が5月11日以降毎月第2、第4水曜日、境町におきましては境町役場において測定をしております。当初は茨城県のモニタリング車のための測定でありましたが、6月22日以降はモニタリング車による地上2.3メートルの放射線量と、モニタリング車付近において小型測定器サーベイメーターを使用しての地上1メートル高さの放射線量をはかり、現在までに8回実施をいたしまして、その結果につきましては、県のホームページ並びに町のホームページで公表しているところでございます。また、町が独自に行っている放射線量率の測定につきましては、5月23日、茨城県より放射線モニターが貸与されたことに伴いまして、5月25日以降毎週水曜日、保育所、

児童クラブ、小中学校やグラウンド、公園など、合計16カ所の公共施設を中心といたしまして、定期的に測定を実施をしております。その結果につきましては、境第一中学校と境第二中学校の測定結果について町のホームページに公表しておるところでございますが、測定結果につきましては、すべての公共施設において測定値は基準値を大幅に下回っておりまして、健康に影響のあるレベルではございません。

また、農地の土壌検査につきましては、国におきまして福島県を初めとした接近する5県の計6県について、農作物生産に向け、農地土壌における放射性物質の実態把握を目的といたしまして、県を通じまして県内市町村各1地点の調査を実施をしてきたところでございます。その結果につきましては、8月30日に公表されまして、当町におきましては、土壌中の放射性セシウム濃度は、1キログラム当たり89ベクレルという結果となっております。この結果につきましては、農林水産省のホームページで公表がされたところでございますので、町のホームページからもリンクをすることができるようになってございます。

さらに、茨城県では福島第一原子力発電所の事故により環境へ放出された放射性物質による県内への蓄積状況等を把握をいたしまして、県民の安全や安心を確保することを目的といたしまして、福島第一原子力発電所から100メートル圏内に位置する6市町を除く38市町村の公共施設のうち、攪拌されていない土壌を各市町村1地点を採取し、土壌の放射能濃度マップを作成することとなり、当町におきましては、8月31日に大歩グラウンドの土壌を採取したところでございます。結果につきましては、今月中旬以降に公表予定と聞いておりますので、よろしくご理解のほどお願いを申し上げたいと思います。

次に、2点目の野菜、さし茶等の被害額及び東京電力に対する補償請求についてとのご質問にお答えを申し上げます。先ほど須藤議員さんのご質問でもお答えさせていただいておりますが、野菜の……

〔「結構です」と言う者あり〕

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） モニタリングは続けていらっしゃるということでもありますけれども、やはり一番影響が大きいとされる妊婦さんや小さなお子様を持たれている保護者の皆様、本当に心配で関心を持たれているところでありますが、去る7月29日に中央公民館のほうで放射能に関する講演会というのが開かれまして、私も参加させていただいたのですが、NP0法人チェルノブイリ架け橋の会の代表の野呂美加さんという方が、ずっとそのチェルノブイリの原発の被害に遭われたお子さんを日本に招いてボランティアを続けてきた方で、内部被曝等についても詳しい方の講演を聞かせていただきました。そのときに150名の来場者があって、アンケート調査等も行われたということで、そ

の資料を見せていただきました。その中で、境町からの参加者は42名ということで、30代の女性の方が一番多いような形の参加者になっています。その中で境町に対する要望というか、そういうところがございまして、境町のお母さん方がこんな疑問を持っているというアンケートの集計結果がございました。何点か読ませていただくと、幼稚園、保育園、小中学校の校庭の土を細かく計測し発表してほしい、あと何カ所かで計測はされているようですが、すべてを公表してほしい、公園、田畑、学校、側溝等の除染ができないものか、給食食材を安全なものにしてほしい、ホームページ上だけでなく、役場、郵便局、スーパーなどにも数値を示してほしい、家庭菜園でつくられた野菜を検査、結果公表してほしい、町独自の調査をしてほしい等々あるのですが、実際やっていることもありますし、これから検査機器等でやれることもあると思うのですが、まずそれがきつと届いていないというところが一番問題なのかなと思います。ぜひ、今もありましたとおり、公表の仕方ということに関して、現状と今後何とかもっとふやせないかということに対して質問させていただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

副町長。

○副町長（斎藤 進君） お答え申し上げたいと思います。

確かに放射線量に関しましては専門的な部分もございまして、その数値、値が正しく伝わるか、あるいはとらえ方の問題とか、いろんな課題があるというふうに思っております。いずれにしても、そういった問題なり課題が、あるいは町当局のほうにそういったご要望もたくさんあるというのも承知をしているということでございます。当町といたしましては、茨城県と協議をいたしまして、先ほど須藤議員さんのご質問の中にもお答え申し上げましたけれども、来月の8日に茨城県の原子力安全対策課と協議をいたしまして、専門家を招きまして、境町の中央公民館において放射線に関する専門家による講演会というものを開催をするという予定になってございます。その中でいろんなご意見とかやはり出てくるとは思いますが、それらを一たん町のほうとしては整理をするような形で、町の現在の例えば放射線量の公表の仕方、ホームページで発表はしていますが、そういったものについても十分精査をして、いわば仕切り直しするような形で、あるいは町としての課題なり問題点をこの専門家とも協議をいたしまして対応していきたいというふうに考えておるところでございますので、ただ若干日にちの問題がありますが、講師が決定をした時点で私どものほうで、町のほうで講師のほうには前段でそういった質問等についてもまとめてやっていきたい、進めていきたいというふうに考えているところでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） 東電さんの対応とか政府の対応でも、一番みんなが余りわからないところの

不安を逆にあおったのは、情報が余り出てこないとか、そういうことだったような気がしますので、ぜひ、隠していらっしゃるのではないのですけれども、もっと知りたいという人に対しては知らせる努力をしていただければと思います。

また、学校の先生方とお話しする機会があったときに、学校でもはかりに来ていただいているけれども、よくメディアのほうでは雨どいだとか、側溝だとか、枯れ葉だとか、そういうところにポイント的に高いところがあると、遊具だとか、というところも指摘をされることがあるので、もし機械がお借りできるのだったら、逆にはかっていただいて、細かくはかっていただいて、必要以上に高ければそこを除染するなり、ガードするなりということも学校でもPTAでも一緒にできるのではないかという話もありますけれども、その辺に対して教育委員会としてはどのようにお考えかということと、もし学校から要望があればそういうことができるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

○教育長（佐怒賀政守君） 空中の線量、大体境町なんかは0.08ぐらいとか、高くても、町長も言ったように0.1とかと、そのときの土中のセシウムの量というのが、こういう一つの対数グラフというのをつくったのですけれども、それで例えば空気中の線量が0.08マイクロシーベルト、大体この境が多いと思うのですが、のときは地中のセシウムは1キログラム当たり160ベクレルであるというような、こういう換算表というのがつくってあるのですけれども、そうしたことから見ますと、今ご心配の向きもあると思うのですが、例えば1マイクロシーベルト、1時間当たりの上限が1マイクロシーベルトとなりましたよね、先ほど話したように。それが例えば0.05シーベルトとか、0.08シーベルトぐらいだと13分の1ぐらいなのです、その1マイクロの基準値よりは。そういう低い線量であるということで、境町では今安心していらっしゃるところでございますが、それともう一つ、プールの中にたまった汚泥というか、あれも県に問い合わせしたところ、校庭の表面とプールに沈んだ土も同じぐらいな線量であるということなのです。除染ということは、これははっきり文科省で示していないわけですが、福島県のときに文科省の大臣が1マイクロシーベルト以上のときは除染をしたほうがいいたろうという、そういう新聞報道なんかも出ているのですよね。そういうのから比較すると、現在のところの線量というのは健康には害はないであろうという判断に立っているわけです。

今倉持さんからお話があったたまる場所、雨どいだとか、側溝とかと、そういうところは現在高いのではないかとと言われるようなところを集中して測定はしておりませんが、そういう要望があれば検討してみたいと、このように思います。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） その数値が安全というのはありがたいことですし、子供たちが安心して通えるというのはいいことだと思いますけれども、やっぱりあおるのではなくて、そういう情報が欲しいという人がいらっしゃるときに、逆にはかってあげることで安心していただけるということもあると思いますので、もしそういう要望がある場合、ぜひ町の機械をお借りしながらやっていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、先ほど若干ありましたけれども、農地の土壌についての調査が最近発表されているということですが、マップについてとかもホームページからすぐにリンクして見られるような状態とか、そういう形にはなっていないのでしょうか。お願ひいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長 弘君） ただいまの倉持議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

土壌につきまして、あくまで国が県を通して実施をしたということなものですから、境町におきましては、境町のホームページ上で農林水産省のホームページにリンクをして、その数字が茨城県内すべてののが載っております。さらに、6県のすべての市町村の数字が掲載されておりますので、そちらを見ることができるようホームページのほうではリンクをさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

○4番（倉持 功君） 結構です。

○議長（橋本正裕君） それでは、質問1項目の②番に対する答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） それでは、2点目の野菜、さしま茶等の被害額及び東京電力に対する補償請求についてのご質問に対しお答え申し上げます。先ほど須藤議員さんのご質問でもお答えさせていただいておりますが、若干重複をするところございますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

野菜の出荷制限や風評被害による損害賠償請求につきましては、東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策茨城県対策協議会を通じまして、東京電力に対しまして4月から8月の5回にわたりまして、その総額が10億1,651万7,554円の請求を行ってきたところでございます。内訳といたしましては、野菜の損害賠償請求額が7億5,044万3,560円、お茶でございますが、2億6,607万3,994円となっております。これらの請求に対しまして、4月、5月、6月請求分の出荷制限品目、ハウレンソウでございますが、の請求額218万1,600円、及び4月、5月請求分の圃場廃棄分及び風評被害による価格下落分の請求額1億9,078万2,593円のうち、既に2分の1相当額が仮払いをされているというところでご

ざいます。

なお、6月請求分の圃場廃棄及び風評被害による価格下落分の請求額3億7,418万8,317円のうちの2分の1の相当額があした9月9日に仮払いされるという予定になってございます。

また、出荷制限になっておりますお茶につきましては、9月2日に請求額2億6,607万3,994円のうち、機械等の放射能洗浄代金等3,775万5,720円を除きました請求額の2分の1相当額が仮払いされたところでございます。

今後の支払いの予定につきましては、10月以降になる見込みとなっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） 先ほど須藤議員の質問の回答の中でも、町長もJA関係以外の市場出荷の方々に対しましても農政課がきちんとサポートをして賠償請求をしていただいているということをお聞きしまして安心しておりますけれども、やはり仮払い、まだ現状は仮払いということですので、精査があるかもしれませんけれども、生産者の方々が納得される賠償に近づくまでぜひ町としてもバックアップをよろしくお願ひしたいと思います。回答は結構でございます。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、質問1項目③について答弁を求めます。

副町長、齊藤進君。

〔副町長 齊藤 進君登壇〕

○副町長（齊藤 進君） 続きまして、3点目の焼却灰や汚泥に含まれる放射線量と処分の仕方につきましてお答えを申し上げます。

最初に、この件に関しましてはさしま環境管理事務組合の所管になりますので、この組合に問い合わせた範囲内でお答えをさせていただきますので、ご理解をお願いを申し上げたいと思っております。

まず、焼却灰や汚泥に含まれる放射線量でございますが、飛灰におけるの沃素とセシウム136は検出されませんでした。セシウム134と137はそれぞれ134が1,500ベクレル、137が1,600ベクレルという数値でございましたが、基準値は8,000ベクレルでございますので、大きく下回っております。また、熔融スラグにつきましても沃素とセシウム136は検出されませんでした。セシウム134と137はそれぞれ100ベクレル、120ベクレルという数値でございました。これらの処分方法につきましては、飛灰は長井戸の最終処分場にて処理をされておまして、熔融スラグにつきましては、道路の舗装材、業者に再生をしながら売却をされているということでございます。

さらに、農業集落排水施設からの汚泥につきましては、放射線量は沃素、セシウムとも検出をされませんでした。これらの処分方法につきましては、乾燥処理され、業者に売却をされてお

ますので、ご答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） 確認をさせていただきたいのですけれども、よく数値を下回っていても、その再生する業者が引き取ってもらえないなんていう話も聞くことがあるのですけれども、境町が出している業者さんはその辺は大丈夫という、引き受けていただいているということなののでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（榎場桂一君） 私の聞く範囲では全量引き取っていただいているということで聞いております。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

○4番（倉持 功君） 結構です。

○議長（橋本正裕君） 続きまして、1項目め4点目に対する答弁を求めます。

副町長、斉藤進君。

〔副町長 斉藤 進君登壇〕

○副町長（斉藤 進君） 続きまして、4点目の検査等にかかる費用につきましてお答えを申し上げます。

福島第一原子力発電所の事故による放射線量の検査につきましては、町独自で行ったものにつきましては、水道水の検査のみでございました。費用が1回当たり3万1,500円ということでございまして、7回現在まで実施をしておりますので、合計22万500円を現在まで支出をしているということでございます。これらの費用につきましては、当然何らかの補償といたしますか、国の交付税の措置があるのか、あるいは半年でございまして、東京電力のほうに直接請求をするのかというふうなことございますが、町といたしましては、もうちょっと近隣市町ともよくその辺を協議をして検討しながら、しかるべき時期に判断をして行っていきたいというふうなことでございますので、ひとつご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） 今回購入された検査機器の町持ち出し分というのも事故から来る費用にもかかってくるのかなと思いますし、それを含めてもさほど大きな金額ではないかもしれませんが、しっかりと近隣の市町村と連携をとっていただいて、無駄の出ないようにやっていただきたいと思っております。



以上です。

○議長（橋本正裕君）　続きまして、1項目め5点目に対する答弁を求めます。

副町長，齊藤進君。

〔副町長　齊藤　進君登壇〕

○副町長（齊藤　進君）　では、続きまして5点目の検査機器の購入後、一般に使用できるのか、また費用はとのご質問にお答えを申し上げます。

　今般茨城むつみ農協及び管内構成の2市2町で組織をしております境地域農業振興協議会におきまして購入をいたします放射性物質検査機器は9月16日に納入予定でございまして、茨城むつみ農協営農総合センター内に新たに分析室を設置をするという予定になってございます。検査機器の利用規程等につきましては、現在構成市町からの協議の依頼を受けまして現在協議中でございますが、ただ今回の購入につきましてはいわゆる補助事業ということがございますので、まずサンプリング調査が優先をされるというふうな面がございます。ただ、その他効率的な活用を図るというふうな観点から、基本的には幅広く、そして利用者が負担のない方向で現在検討できるように、それぞれの市町村の要望を受けながら検討しているということでございます。

　具体的な検査の体制でございますが、体制といたしましては、職員が測定方法を習得をして測定を迅速に行っていくということでございます。したがって、境の役場からも何名か行ってはかれるというふうな体制をとっていくということで、現在その細かい規定等につきまして協議をしているということでございますので、ひとつご理解をよろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君）　ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持　功君）　これはまだわかっているのかどうかわからないのですが、1回の検査にかかる時間とか、費用は電気代だけということなのでしょうか、その点お聞きしたいと思います。

○議長（橋本正裕君）　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

産業建設部長。

○産業建設部長（須長　弘君）　ただいまのご質問にお答えいたします。

　今度の測定機械につきましては、測定単位が1ベクレルからはかれるというような性能のものでございまして、その測定時間につきましては、最長1,800秒ということでございますので、30分あればかなり精度の高い測定ができるというような内容のものということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋本正裕君）　ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

○4番（倉持　功君）　費用は。

○産業建設部長（須長 弘君） 済みません、費用等につきましては、現在経常的にかかる経費としましては電気代だけというような中で、基本的な使用料金の設定については無料ではどうかということとで検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

○4番（倉持 功君） 結構です。

○議長（橋本正裕君） これで1項目めについての質問を終わります。

次に、2項目めに対する答弁を求めます。

参事兼上下水道課長。

〔参事兼上下水道課長 塚原栄一君登壇〕

○参事兼上下水道課長（塚原栄一君） それでは、倉持議員さんの2項目め、今後の下水道の未整備地域の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

下水道の未整備地域のうち、特に農業集落排水事業の取り組みでございますが、境第5地区といたしまして、若林蓮台、新田、本田及び百戸地域を中心に、平成24年度来年度事業採択に向けまして現在まで県とのヒアリングを進めてまいりましたが、採択には事業費に対する財政的な裏づけ、あるいは地元受け入れ態勢の有無、要するに100%の同意が必要なことなど、採択諸要件を十分に満たすことが求められております。

したがって、当該地区の今後の取り扱いでございますが、本事業に対する国や県の動向を見きわめながら、財政及び資金計画の策定、あるいは本事業以外の整備手法の検討など相当程度の時間が必要であるとの認識から、採択予定時期を1年ないし2年程度先送りすることを視野に、時間をかけて慎重に進めてまいりたいと考えております。

なお、現在進めております財政計画でございますが、平成24年度に基礎調査と同意書の取りまとめを行い、平成25年度採択、平成29年度事業完了を策定条件としまして、分担金につきましては、従来の事業費の10%を採用の上、推定しましたところ、総事業費で約34億円ほど必要でありまして、財源といたしましては、国庫補助金が15億7,000万円、地方債が14億8,000万円、分担金が3億4,000万円、残り1,000万円程度が一般財源という試算結果となりました。

なお、先ほど申し上げました金額はあくまでも推定値でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今後につきましては、財政計画をもとに地方債の償還のピーク時期を推定いたしまして、それに見合う資金計画を策定の上、資金不足が生じることのないよう、さらに検証、分析を加えることによりまして本事業が妥当かどうかの作業を進めてまいりたいと考えております。

また、あわせまして農業集落排水事業以外に安価なコストで、しかも効果的な整備手法、例えば合

併浄化槽を進める場合の整備要件，あるいは事業計画など，基本的な検討作業を早急に進めてまいりたいと考えておりますので，ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し，質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） 中村議員さんが平成21年7月の第2回定例会で質問されたときの回答では，24年度採択予定ということで回答されていたと思います。やはり現在の財政状況等を考えると，先ほど教えていただきましたけれども，総事業費34億円，地方債14億5,000万ということが可能なのか，また100%同意という件に関しましても，私の地元を見てみましても，あとまたこの先数年を考えてみましても，合併浄化槽を入れていらっしゃるところの軒数が徐々にふえてきているように思います。その辺を踏まえて，実際，まず100%同意というのをどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し，答弁を求めます。

参事兼上下水道課長。

○参事兼上下水道課長（塚原栄一君） 議員さんのご指摘のとおり，採択要件の中でも同意率100%をクリアするということになると，非常に厳しい数値でございます。私の経験から申し上げますと，平成13年度に採択されました境第4地区につきましてもやはり100%同意が採択要件となっております。しかも，当時は最後までまだ数軒の方が未同意となっております。地元の議員さんを初め推進協力委員会の役員さんや，あるいは正副区長さんとともに何回となくご自宅を訪問して同意書の取りまとめを行ったことがございました。最終的にはほとんどの方から同意が得られましたが，どうしても同意ができない方が数名おられまして，例えば後継者がいないという理由がほとんどでございました。中には生活設計プランといたしまして近々ほかの地域に転居を考えているなどが若干ございました。結果といたしまして，採択の申請に当たりましては，未同意の方を先ほど申し上げました理由によりまして同意対象者から除外をいたしまして，最終的には100%の同意書を提出した記憶がございました。

境第5地区につきましても，やはり同意書の取りまとめが主な作業となることは必須でございます。農集排事業は同意事業でありますことから，あくまでも地元が主体となって行うものでございますことから，地元の皆さんの当事業に対するご理解とご協力が何よりも必要でありますとともに，地元の議員さんを初め区長さんの皆さん方には今後お骨折りをいただくことになくってはならないというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し，質問はございますか。

倉持功君。

○4番(倉持 功君) やはり私といたしましても、本当に100%の同意が必要なかどうか、形成できるのかどうかというところに本当に疑問を感じますし、毎年毎年先送りせざるを得なくなっていくのであれば、思い切って考え方といたしまして、インターネット等で見ても、市町村の設置型合併浄化槽整備事業等とか、メリットといたしましては、公共下水道より早いスピードで整備ができる、また整備費が安価で済む、町が管理することによってちゃんとした管理ができるというようなメリットのある事業もごございます。どんどん先送りされていくよりは現実的なところを考えていただいて、思い切って合併浄化槽整備事業に切りかえていくという考え方もあるのではないかと思います。そのためにはやはり思いつきではどうしようもないと思いますので、ぜひこの辺の研究をしていただいて、皆さんとともに考える場を持っていったらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長(橋本正裕君) ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長、野村康雄君。

○町長(野村康雄君) お答えをさせていただきます。

議員さんおっしゃるとおり、いろんな方法を模索する必要があるだろうと思っています。というのは、一番の最大の問題は財政面です。今35億の事業に、34億、さっきの試算で、事業に着手するということになりますと、非常に町の財政を圧迫してしまいます。それよりもまずやらなければならないのが学校の耐震化、これは今度の震災もありまして、平成27年度までに全部やりなさいという指示がこれ国のほうから来ております。こちら補助制度こそありますけれども、1校全部やるとなると大体5億ぐらいずつかかりますので、そういうものを含めるとどちらが優先するべきかということになりますと、当面耐震工事を優先しなければいけないのではないかなというふうに、今のところそういう状況であります。

ただ、これ正確に全部計算していませんので、今財政のほうでそういうものを含めて、農集排事業がいいのか、あるいは議員さんおっしゃるような方法、指定して合併浄化槽地区にしますと国の補助金も違ってきますので、そういうものも含めて考えていきたいなと思っています。特に今残っているのは森戸地区ですね。伏木地区は公共下水道の地区に組み入れていきたいと思っていますので、こちらは県の流域下水道へ少しづつないでいく方法をとっていきべきだと思っていますので、その地域、若林地域については、伏木、若林、百戸ですか、この地域については今後一、二年かけてじっくりと検討させていただいて、議員さんにもご協力をいただく中で結論を出してまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長(橋本正裕君) ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

○4番(倉持 功君) 結構です。

○議長(橋本正裕君) これで2項目めについての質問を終わります。

次に、3項目めに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長 島根孝男君登壇〕

○教育次長（島根孝男君） それでは、私のほうから、倉持議員さんの第3項目め、学校等の体育館施設について、バスケットボールコートの新ルールへの対応についてということで答弁をさせていただきます。

その前に、答弁に入る前に、資料の配付をさせていただきたいと思うのですが、議長、よろしいでしょうか。

○議長（橋本正裕君） 倉持議員の質問なので、全員には……

○教育次長（島根孝男君） それでは、資料は後でということで。

それでは、お答えをいたしたいと思います。バスケットボールのルール改正につきましては、議員ご指摘のとおり、平成23年4月に改正されております。コートラインの改正が含まれております。内容につきましては、制限区域・スリーポイントライン・スリーポイントエリアの変更、新たにスローイン・サイド・ライン及びノーチャージ・セミサークルの新設であります。この改正につきましては、中学生以上の競技に適用されます。茨城県中学校体育連盟では、平成24年4月より新ルールにより実施することとされております。

当町の学校施設のうち、境第一中学校体育館につきましては、本年8月、アリーナ床研磨塗装工事が完了しておりまして、新ルール対応のコートラインとなっております。

次に、境第二中学校の体育館、それと室外のコート及び町民体育館につきましては、今後新ルールに沿ったラインに改修する計画であります。

なお、農政商工課所管のシンパシーのコートにつきましても改修することで協議してありますので、ご理解のほどお願いをしたいと思います。

なお、改修の費用ですけれども、改線、線の改修ですね、改修に必要な工事費につきましては、1コート当たり約8万円ほどかかります。参考までに、床研磨を含めると、全体で二中で150万ぐらいかかるかなと、このように積算をしておりますので、ご理解のほどよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） 子供たちの、ルールが変わってしまうとそれに対応しているバスケットができなくなるとは困りますので、改修をお願いしたいのですが、いつごろの予定だかはわかりませんでしょうか。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長（島根孝男君） 倉持議員さんの再質問にお答えをしたいと思います。

実施時期でありますけれども、これらにつきましては予算を伴いますので、町長と協議する中で進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお答えをしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） では、町長にいつごろやっていただけるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） この答弁書をつくったときの持ってきたので、検討すると書いてあったものですから、それはもう来年4月から変わるのだから、線引きはみんなやり直しなさいと、こう指示をしておきましたので、来年の4月までには全部完成させる予定であります。よろしくお答えいたします。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

倉持功君。

○4番（倉持 功君） あと先ほど町長もにやっとされたと思いますが、二中の体育館は大分古いということもあって、その辺も考慮した中で、例えば体育館ごと建てかえてしまうとか、そういうような予定があるからテープで我慢しろとか、そういうことは検討されたのかどうかというところをひとつお聞かせください。

○議長（橋本正裕君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

町長，野村康雄君。

○町長（野村康雄君） 二中の体育館につきましては、正直言って体育館で一番古いのですね。また、先ほど申し上げましたとおり耐震工事も入りますので、ただ来年4月からルールが改正されるということになりますと、来年4月には建てかえできませんので、とりあえず新しい線は引いておかなければいけないだろうと思いますし、計画の中では次の耐震工事はやっぱり二中の体育館を私としては優先させたいと、こう考えているところでありますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

○議長（橋本正裕君） ただいまの答弁に対し、質問はございますか。

○4番（倉持 功君） 結構です。

○議長（橋本正裕君） これで倉持功君の一般質問を終わります。